

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 2 資金繰りに関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (2) つやま企業サポート補助金の特例措置

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況が悪化しつつも前向きな投資を行う事業者に対し、補助率及び補助上限額を拡充します。</p> <p>①専門家派遣サポート補助金                  ②販路開拓サポート補助金（展示会出展、マーケティング、HP作成、プロモーション、ECサイト作成等の補助）                  ③設備導入サポート補助金                  ④生産性向上ICT導入サポート補助金                  ⑤プロフェッショナル人財等採用サポート補助金                  ⑥付加価値化・事業転換サポート補助金                  ⑦新製品新技術開発サポート補助金</p>
<p>対象者</p>	<p>津山市内に本社又は主な事業所もしくは工場を有する中小企業者等（法人）であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>①補助金申請前の直近6ヶ月間のうち任意の3ヶ月の合計売上高が2019年4月以降の同3ヶ月の合計売上高と比較して15%以上減少した者                  ②創業1年未満の場合、直近1ヶ月の売上高が、直近1ヶ月を含む過去3ヶ月の平均売上高と比較して15%以上減少した者</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：つやま産業支援センター                  津山市山北520（津山市役所東庁舎1階）                  受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>つやま産業支援センター                  （電話）0868-24-0740                  （Web）<a href="https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/">https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/</a></p>
<p>備考</p>	